

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の改定について (お知らせ)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費について、厚生労働省通知「令和 2 年 11 月 25 日付け保発 1125 第 6 号」により、改定される旨の通知がありましたので、お知らせ申し上げます。

記

1 改定の要旨

(1) 施術料等の改定

①あん摩・マッサージ

	現行	増減額	改定後
マッサージ (1 局所)	340 円	+10 円	350 円
変形徒手矯正術 (1 肢)	790 円	—	450 円

※変形徒手矯正術は、マッサージと併施した場合、1 肢ごと加算。

※変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

②はり・きゅう

	現行	増減額	改定後
初検料 (1 術)	1,710 円	+60 円	1,770 円
初検料 (2 術)	1,760 円	+90 円	1,850 円
施術料 (1 術)	1,540 円	+10 円	1,550 円
施術料 (2 術)	1,590 円	+20 円	1,610 円

③あん摩・マッサージ、はり・きゅう共通

	現行	増減額	改定後
往療料 (4km 超)	2,700 円	-150 円	2,550 円
施術報告書交付料	300 円	+160 円	460 円

(2) 様式等の改定

①療養費支給申請書（あん摩・マッサージ用）

- ・上記（1）①に伴う施術内容欄の変更。

※しばらくの間は、従来の様式を取り繕って使用しても差支えない。

②施術報告書

- ・「施術の頻度」欄の追加。

2 適用開始年月日

令和2年12月1日施術分から

3 参照

厚生労働省 療養費の改定等について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/01.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合 第2医療給付室 TEL 054-270-5530
